

< 制度目的 >

看護師等を養成する学校又は養成所に在学する者で、将来都内で看護業務に従事する意思のある学生に貸与し、都内の施設に一定期間従事した場合返還を免除することで、看護職員の確保を図る。

< 制度概要 > ※令和4年度から現行制度に移行

(申込資格)

- ・都内の養成施設または大学院に在学し、かつ将来、都内において看護業務に従事しようとするもの
- ・都外の養成施設等に在学の場合は、都内に住所があること

(貸与金額と返還期間)

(返還の免除)

貸与月額	返還期間	貸与月額	免除条件	免除金額
2.5万円	貸与期間と同期間	2.5万～10万円	都内施設に5年間従事	2.5万円×貸与月数
5万円		2.5万円	指定施設※に5年間従事	2.5万円×貸与月数
7.5万円	貸与期間の1.5倍	5万～10万円		指定施設※に7年間従事
10万円		貸与期間の2倍	2.5万～5万円	
		7.5万～10万円		7.5万円×貸与月数

※ 指定施設：看護師の確保が特に必要と認められる施設

(都内の200床未満の病院、病床数の80%以上が精神科病床の病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等)

(新規貸与者数)

年度	貸与月額(円)				合計
	2.5万円	5万円	7.5万円	10万円	
R4年度	434人	317人	128人	146人	1,025人
R5年度	494人	338人	178人	210人	1,220人

東京都看護師等修学資金制度の改正について（令和7年4月）

<改正の概要>

看護業務に従事する人材の確保を図るため、看護師等修学資金の債務の返還免除の条件を緩和する。

<主な改正内容>

①返還免除額の拡大（金額は東京都規則で定める）

- 都内施設（5年間従事）
2.5万円×貸与月数 → 5万円×貸与月数
- 指定施設※（5年間従事）
5万円×貸与月数 → 7.5万円×貸与月数
- 指定施設※（7年間従事）
7.5万円×貸与月数 → 10万円×貸与月数

②返還免除条件の緩和

死亡又は心身の故障のため看護業務に従事することができなくなったときについて、看護業務上の理由等に因らない場合も免除可とする。

<施行日>

令和7年4月1日

※ 指定施設 都内の200床未満の病院、病床数の80%以上が精神科病床の病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等

貸与月額	免除の条件	免除額<現行>	免除額<改正後>
2.5万円	都内施設 5年間従事	2.5万円×貸与月数 【全額免除】	2.5万円×貸与月数 【全額免除】
5万円	指定施設 5年間従事	5万円×貸与月数 【全額免除】	5万円×貸与月数 【全額免除】
	都内施設 5年間従事	2.5万円×貸与月数	<u>5万円×貸与月数</u> 【全額免除】
7.5万円	指定施設 7年間従事	<u>7.5万円×貸与月数</u> 【全額免除】	—
	指定施設 5年間従事	5万円×貸与月数	→ <u>7.5万円×貸与月数</u> 【全額免除】
	都内施設 5年間従事	2.5万円×貸与月数	<u>5万円×貸与月数</u> 【免除額拡大】
10万円	指定施設 7年間従事	7.5万円×貸与月数	<u>10万円×貸与月数</u> 【全額免除】
	指定施設 5年間従事	5万円×貸与月数	<u>7.5万円×貸与月数</u> 【免除額拡大】
	都内施設 5年間従事	2.5万円×貸与月数	<u>5万円×貸与月数</u> 【免除額拡大】